オケージョナル・ペーパー　No.109

甲斐国人員運動調について

―わが国における人口動態統計前史（2）―

２０２０年６月

法政大学
日本統計研究所

甲斐国人員運動調について－わが国における人口動態統計前史(2)－

森　博美*

はじめに

明治 12（1879）年 12 月 31 日を調査時点として「甲斐国現在人口調」（以下、「甲斐調査」）が実施された。「わが国々勢調査の先駆」〔80 年史 40 頁〕、「實に我國に於ける最初の近代的國勢調査であつて、大正九年に於ける第一回國勢調査の淵源をなすもの」〔岡崎 1935 36－37 頁〕として今日評価されているこの調査は、「人員所静ノ調」〔太政官緒言 2 頁〕、すなわち人口に関する静態調査として行われたものである。この点に関連して同じく緒言は、「凡ソ人別ヲ調ブルノ方法其大要二アリ一ヲ人員所静ノ調ト云フ即チ現在人別調ニシテ人ノ静止スル所ニ就テ一擧シテ同時ニ其國ノ人別ヲ調査シ國ノ定法ニ從テ五年若クハ十年毎ニ之ヲ行フモノトス」〔同 2 頁〕としている。

またこれに続けて緒言は、「毎年一月一日午前零時ヨリ十二月三十一日午後十二時ニ至ル一年間ノ出生死亡婚姻移住等總テ人ノ變動スル所ニ就テ調ブルモノ」を「一ヲ人員所動ノ調」〔同 2 頁〕と規定している。「甲斐国人員運動調」（以下、「甲斐運動調」）については、太政官統計院の統計局への縮小再編という調査所管部門側の事情から制度化されるには至らず、今日ではその存在も〔太政官統計院 1881~85 作成年不詳〕、〔総理府統計局 1951、1976〕、〔総務庁統計局 1992、〕、〔藪内 1977〕などを通して部分的に知りうるだけである。

これらの中で甲斐運動調に関して比較的詳細な叙述を行っているのが〔総理府統計局 1951〕である。そこでは太政官統計院第 1 課が策定したとされる「人員運動調心得書及雛形草案」(1)（以下、「草案」）と高橋二郎の甲斐調査をめぐる回想、「十六年の春は山梨縣に人口動態調査を行はんとて縣廳とも協議調ひ小生（高橋－引用者）は杉君と其心得書及雛形を議定し五月十三日細川御用掛と山梨縣へ出張し六月十一日迄に九郡を巡り戸長を郡衙に會し調査の趣旨を説明し十七年の事實より調査報告せしめることゝし十八年末より漸次各村の材料到達せし折柄十二月二十八日統計院廃せられ杉君も官を去り次て内閣に置かれし統計局は規模も小さく事年鑑に止り動態調査も立消となり我邦の人口統計は是に至り一頓挫を來せし･･･」〔高橋 1905 113 頁、1911 42-43 頁〕に基づき調査の動機や目的とともに実施概況を論じている。なお、そこでは第 2 項調査事項として統計院第 1 課が編製したとされる「人員運動調心得書及雛形草案」の目録として一連の表式を掲げている。表 1 は、

---

* 法政大学名誉教授・法政大学日本統計研究所名誉研究員

(1) 総務省統計局統計図書館には統計院第 1 課作成の「人員運動調心得書及雛形草案」（B5 版 35 頁）が所蔵されている。ただ、それには作成年の記載はなく、同館所蔵の＜古資料一覧＞には［明治 14~18 年］と記されている。なお『総理府統計局百年史資料集成』（第 2 巻人口（上）には、第 2 編国勢調査実現運動及び準備活動（その 1）（明治 31 年まで）の甲斐国現在人別調等の注 7 に「草案」の前文と○男女人員及ヒ年齢調ノ事、○男女出生調ノ事、○男女死亡調ノ事に関する記載方法及び表式（様式）の概要が収録されている〔総理府統計局 1976 989-990 頁〕。,

それらを動態分野別に整理したものである。なお、右欄の付表番号は行論の便宜のために筆者が独自に付与した。

表１　「人員運動調心得書及雛形草案」の様式一覧

男女人員及ヒ年齢調ノ事		
	人員及ヒ年齢調表式	【付表 2-1】
男女出生調ノ事		
	公生出産調表式	【付表 2-2】
	私生出産調表式	【付表 2-3】
出生届洩調ノ事		
	出生届洩調表式	【付表 2-6】
	右ノ外就籍者調表式	【付表 2-7】
男女死亡調ノ事		
	死亡人員及ヒ年齢調表式（死亡時年齢別表式）	【付表 2-4】
	死亡人員及ヒ年齢調表式（死亡月別表式）	【付表 2-5】
婚姻調ノ事		
	婚姻者記載式	【付表 2-8】
離縁調ノ事		
	離縁者記載式	【付表 2-9】
移住人調ノ事		
	來住人往住人國分ケ表式	【付表 2-10】
	來住人往住人年齢分ケ表式	【付表 2-11】
	來住人往住人職業分ケ表式	【付表 2-12】
	縁事ニ係ル往住人國名調表式	【付表 2-13】
	縁事ニ係ル往住人年齢分ケ表式	【付表 2-14】
	縁事ニ係ル來住人國名調表式	【付表 2-15】
	縁事ニ係ル來住人年齢分ケ表式	【付表 2-16】
行方知レサル人員及ヒ年齢調ノ事		
	行方知レサル人員及ヒ年齢調表式	【付表 2-17】
	行方知レサル者生國調表式	【付表 2-18】
棄兒調ノ事		
	棄兒調表式	【付表 2-19】
	棄兒死亡調表式	【付表 2-20】

〔出所〕「人員運動調心得書及雛形草案」〔太政官統計院第１課〕より作成。
ただし「雛形草案」に添付された具体的な表式（様式）は、死亡調に関しては①死亡時年齢・月別表式と②死亡月別表式の二種類が収録されている。また表式（様式）の配列順も死亡調→出生届となっている。そのため付表番号については各表式（様式）の配列順に従って付与した。

ところで、総務省統計局統計図書館には印刷物として所蔵されている「草案」の他に太政官の印字のある界格紙に手書きされた文書として「婚姻及出生死亡調心得書」（以下、「心得書」）が所蔵されている。この文書にも調査に際しての文書作成の心得だけでなく、様式も添付されており、様式編の扉頁には

「甲斐國　　郡　　婚姻　　出生　　死亡　來住往住　調表」

と墨書されている。なお、同館所蔵の＜古資料一覧＞の同文書の書誌情報は、「太政官、調査局統計掛［明治 11 年］」となっている。

「心得書」には合計 12 の表式（様式）も収録されている。その動態分野別の内訳は、出生（3 表）、死亡(5 表)、移動(4)である。ただ、このうち移動（來住、往住）に関する表式には重複も多く、また複数の属性別の表を単一の様式としているものも含まれる。今回、「草案」と「心得書」との内容の比較も以下で行うことから、特に移動関係の様式については「心得書」の所収の様式を適宜分割ないし整理してそれぞれの様式として取り扱うことにした。

表２はそれらを一覧したものである（付表番号は筆者による附番）。ただ、「心得書」に収録されている様式には「草案」のそれとは異なり個々の表の名称が付されていない。そのため「草案」の各様式との比較の便宜からそれぞれの内容に従って筆者が付けたものもある。

表２　「婚姻及出生死亡調心得書」の様式一覧

出生調ノ事			
	出生児數	〔第 2 表〕	【付表 1-1】
	月別出生児數	〔第 2 表〕	【付表 1-2】
	複産ノ數	〔第 2 表〕	【付表 1-3】
死亡調ノ事			
	死者ノ數	〔第 3 表〕	【付表 1-4】
	死者年齢分ケ（男）	〔第 3 表〕	【付表 1-5】
	死者年齢分ケ（女）	〔第 3 表〕	【付表 1-6】
	死者身上有様分ケ	〔第 3 表〕	【付表 1-7】
	月別死者ノ數	〔第 3 表〕	【付表 1-8】
來住往住人ノ事			
	來住往住人國分ケ・年齢分ケ	〔第 4 表〕	【付表 1-9】
	來住往住人職業分ケ	〔第 4 表〕	【付表 1-10】
	一人一個ノ來住往住人國分ケ・縁事分ケ	〔第 5 表〕	【付表 1-11】
	一人一個ノ來住往住人年齢分ケ・職業分ケ	〔第 5 表〕	【付表 1-12】

〔出所〕「婚姻及出生死亡調心得書」〔太政官統計院第 1 課〕より作成。

〔　〕内の表番号は「心得書」記載の表番号に対応

「草案」に収録されている各様式には「何府縣何國何郡」と印字されている点も併せ考えれば、高橋の回想録に記載された「心得書及雛形」としてまずこの「心得書」が作成され、それをさらに全国用に整備し直したものが「草案」であるように思われる。

本稿では、「心得書」と「草案」に記載された記入要領さらには収録されている具体的な様式にまで立ち返り、甲斐国人員運動調とは一体どのような動態調査であったかを明らかにしてみたい。

１.「心得書」と「草案」における人口の動態把握

「心得書」と「草案」は、それぞれの文書の内容に関して、大きく二点でその形式を異にしている。第１は人口の動態把握に関する統計目的の記述の有無であり、もう一つは人口数と年齢という静態属性項目の取り扱いに見られる違いである。

（１）「草案」前文における統計目的規定

「心得書」が直ちに「婚姻」、「出生」、「死亡」、「來住往住」の各動態項目に関する表式様式の作成要領の記述となっている。これに対して「草案」では、人口の動態把握並びに各動態項目の統計的把握の意義や必要性を論じた前文が新たに書き加えられている。

「草案」の前文によれば、国の「風俗民業貧富強弱」はすべからく「人別」によって明らかである。煩雑を回避し精密な調査結果を得ることが担当者に求められる。その結果は政治、学問にとって益するものの、逐一その関連を論じることは煩雑であり人別調の心得にも不適切であるとして、各表式（様式）の作成目的をそれぞれ記載している。そこに「運動調ノ要」として解説されている具体的な目的の内容については、以下で各動態項目とともに検討する。

（２）人口数・年齢

「草案」に見られる「心得書」との第２の相違は、人口数、年齢という静態属性に関する表式（様式）が「草案」で新たに追加されている点である。

これらについて「草案」前文は、人口数が国の盛衰に直結するものであるとして、戸籍によって毎年の男女別人口規模及びその推移の把握が必要であるとする。一方、年齢に関しては、人間の寿命だけでなく婚姻や職業などいずれも年齢と深く関わっている点を重視しその把握が必要であるとしている。

これらの規定を受けて「草案」は、毎年１月１日午前零時現在での現住本籍者と寄留人について、男女・年齢各歳別に本籍現住者、本籍出寄留者、他国からの入寄留者の内訳及び合計の「人員及ヒ年齢調表式」（【付表 2-1】）への書出しを求めている。

出生、死亡、婚姻・離婚、移動（來住・往住）の各動態項目については「心得書」と「草案」の双方で人員運動調の対象項目として取り上げられていることから、各書上げ事項等に関して「心得書」から「草案」への変化状況を見ることができる。

（3）出生

出生に関して「草案」の前文は、その統計的把握の意義に関して、それを「人間ノ根本」としながらも、出生の過多・過少という「人間生殖ノ強弱」と「公生私生」とが「國家ノ幸ト為リ不幸ト為ルモノ」であることから出生の統計的把握が不可欠であると規定している。

「心得書」は出生の記載に関して、把握の対象となる出生の範囲、対象期間、それに把握の場所そそれぞれ次のように規定する。まず対象となる出生の範囲については、本籍者と寄留者とを問わず所帯としての居住者における出生、また 1 月 1 日午前零時から 12 月 31 日午後 12 時までの 1 年間を対象期間としている。さらに書出す地域については、一国内の同郡ないし他郡及び他国からの寄留者については本籍地ではなく寄留先で行い、籍を移すことなく挙家で他国での寄留者で寄留先で出生した者の場合には、別途表中にその数を朱書きすることを求めている。

このように統計による把握の対象とする出生の範囲を所帯としての居住者における出生限定している点に関して「心得書」には、【本籍ニテモ人ノ雇トナリ其中ニ産スルモノアリ又寄留先ハ無所帯ニテ産スルモノモアリ世帯ノ区別如何】として、非所帯における出生への対応も必要との付箋が付けられている。

さらに、下で見るように出生関係の様式では死胎児についても男女別内訳を記載することになっているが、男女が判別できない死胎児に関しては、その理由を別記するよう求めている。

以上のような書出し方法に従って作成する出生関係の様式として、「公生私生・出生児死胎児・男女別出生児数」（【付表 1－1】、「男女・月別出生児数（月分出生児数）」（【付表 1-2】）、「公生私生・男女児別複産数、男女・出生児死胎児別複産児数」（【付表 1-3】）という三つの表が設けられている。

これに対して「草案」には「心得書」のような寄留者についての規定は全くなく、戸籍に従って 1 年間の出生児（生胎、死胎）について、複産における男女別も含め、公生（【付表 2-2】）と私生（【付表 2-3】）をそれぞれ別様式に書出すようになっている。なお、「草案」の出生関係の様式は月別表として作成されることから、「心得書」での月別表（【付表 1-2】）の作成に必要な情報も各月の合計から得られる。

このように出生関係の書出しに関して「草案」の様式は「心得書」の段階で 3 表構成となっていたものが公生、私生別の月次様式として統合整理が図られている。なお、「草案」には僧尼による出生の取り扱いについて、別途、【付表 2-2】、【付表 2-3】に宗派名とともに書出すようにと付記されている。

ところで、出生等と関連して「草案」には本国と他国別に出生届け出漏れとなっていた出生者について、1 年間に新規に戸籍登録（就籍）を行った人数を年齢各歳別に書出すための様式として【付表 2-6】が追加されている。この表式（様式）は、年少者の人口としての把握方式が未整備であった旧來の慣行で漏れていた出生数の追加分として出生者数データの精度向上に寄与するという点で、出生という動態事象把握のための様式である。他方でそれは行政が維持している戸籍簿そのものの精度改善のための行政行為の集約結果を取りまとめた様式という性格も持つものである。

このうち前者は、である。また後者は、それまで無籍であった者及び戸籍上行方不明者

とされていた者の帰還に伴う戸籍付与者の書出し様式である。

（4）死亡

死亡に関して「草案」の前文は、「其（死亡－引用者）年齢ニ依テ大ニ國ノ強弱民業ノ盛衰ニ關係スル了アリ」と死亡者の年齢情報が栄養、衛生状態、医療水準等を包括した総合的な国力を反映する指標としてその統計による把握が必要であるとしている。

死亡に関しても上述した出生の場合と同様に「心得書」は、それを本籍居住者と寄留人とにかかわらず所帯による居住であるか否かに書出し方法を異にしている。すなわち所帯居住者中の死者については、本籍者並びに国内寄留者は所帯を持つ地域で、また国内の郡内及び他郡での非所帯寄留人それに他国からの寄留人は寄留先で書出すこととし、挙家での他国寄留人中の死者については、別途その人数を朱書きするように指示している。なお「心得書」には、「産死」「痘瘡死児」についての特記の必要性の有無、さらには出生に関して記述した書上げ指示の略記の可能性を記したと思われる付箋が付けられている。

このような指示の下に「心得書」は、書上様式として、「男女別死者数」（【付表 1-4】）、「年齢各歳別死者数（男）」（【付表 1-5】）、「年齢各歳別死者数（女）」（【付表 1-6】）、「身上有様（配偶関係）別死者数」（【付表 1-7】）、「男女･月別死者数」（【付表 1-8】）の五つの表が設けられている。

これに対して「草案」における書出し要領は、出生の場合と同じく簡潔に、1 年間の死亡の生起件数を提示した表式に従って書出すことを指示している。「心得書」で合計 5 表が設けられていたのに対し「草案」で提示されている死亡関係の書出様式は【付表 2-4】と【付表 2-5】の二つだけである。このうち前者は年齢別の男女別死亡者数を本籍者、出寄留人、入寄留人について、1 歳未満の死者は月、1 年以上は各歳別に死亡月別の様式として書上げ作成するものである。なお【付表 2-4】の書上げられた数値は、上述した「心得書」中の【付表 1-7】を除く各表の作成に必要な情報は得られ、さらに 1 歳未満の幼児死亡に関しては【付表 1-5】【付表 1-6】が「去年生」と「今年生」の 2 区分であったのに対して各月歳別の結果表章とより詳細な書上げ区分のものとなっている。

他方、【付表 2-5】は、明治 15 年生れの者で当該年内に死亡した幼児死亡の書上げ様式である。それには同年の各月の出生者について、男女別に本籍者、出寄留人、入寄留人のそれぞれについての死亡数さらには明治 16 年 1 月の男女別死亡数を書出し報告することを求めている。このことから【付表 2-5】は、【付表 2-4】中の 1 歳未満の死亡状況の記載のための元帳的性格のものと思われる。

このように、死亡の書出しに関しては、配偶関係別の死者数という【付表 1-7】に該当する情報こそ把握の対象から外されているが、「心得書」が掲げていた他の四つの表を網羅し、しかも部分的にそれを超える詳細情報を【付表 2-4】に整理統合した形のものとなっている。

（5）婚姻・離婚

「草案」の前文は、動態項目の一つである「婚姻及ヒ離縁」について、出生の規定要因としてではなく、あくまでも「男女ノ縁組ニ因テ風俗及ヒ人情ノ有様等ヲ知ル」上で必要な統計項目であるとしている。

「心得書」は婚姻のみに関して、記載事項並びに寄留者等の婚姻の把握の場所等を規定している。すなわち、婚姻については、1 年間の婚姻件数について、男女の初縁、再縁、三縁別にそれぞれの年齢を記載するとしている。

世帯としての寄留人の婚姻に関しては、国内他地での寄留人も他国からの寄留人のいずれも寄留先における婚姻として把握する。一方、挙家で他国に寄留している者の婚姻の場合には、その数を別途朱書きすることを求めている。

「心得書」は従兄弟姉妹、再従兄弟姉妹といった近親者間の婚姻について、一般の婚姻に加え、同時にその数を表中に別記するとしている。

以上のように「心得書」は、婚姻に関してその書上げ方法を規定しているが、離婚あるいは縁組といった動態事象については何ら触れられていない。また婚姻も含め書上げのための具体的な表式(様式)は示されていない。

一方、「草案」では、婚姻及び離縁に関してそれぞれ以下のような書上げ方法が示されている。

まず、婚姻については、男女それぞれ初縁、二縁、三縁、四縁以上の場合に分け 1 年間の縁組件数を書き上げ把握している。ただし、婚姻者が僧尼の場合には、その旨並びに宗名の併記を求めている。なお、「草案」に「婚姻調」として示されている様式（【付表 2-8】）は出生や死亡に関するそれらとは異なり、婚姻のタイプ別にそれぞれの件数を集計量として記載する表式ではなく、各月に成立した個々の婚姻について、それぞれ初縁を除く者については離・死別という再縁の理由とともに、夫の町村名、夫妻の姓名、出生年月日を、また他国への嫁入り、婿入りについては、本人の町村名、姓名、出生年月日を相手先の国名、郡町村名とともに記載する個々の婚姻に係る個体情報を列記させる様式となっている。

また離縁について「草案」は、本籍者と寄留人を問わず夫妻であった者が離縁した場合、夫婦であった期間とともに発生月別に書き出すことを求めている。なお、僧尼の離縁については婚姻の場合と同様に、離縁者が僧尼であること及びその宗名の記載を求めている。

「草案」には離縁関係の様式として「離縁調」（【付表 2-9】）が所収されているが、これも「婚姻調」と同様に各離縁情報を列記する形式の様式となっており、そこでは、当該月において発生した各離縁ケースに関して、町村名、夫妻それぞれの姓名及び生年月日を夫婦としての期間（年月）とともに記載することが求められている。

（6）來住・往住

「草案」は、「榮業等ノ為メ」の国間の來住数と往住数の卓越状況によって「人ノ動キ換ル有様」が明らかにできることを來住、往住数の統計的把握の必要性の根拠としている。

寄留と來住・往住はいずれも人々の居住地移動の結果を示す状態であり、本来的には戸籍上の取り扱合いの違いによって制度的に区別されるものである。すなわち、寄留人が戸籍を本籍地に残したままでの他地居住するのに対し來住・往住人の場合には本籍の移転を伴う居住地移動を意味する。

ところで、來住・往住の範囲に関して、「心得書」と「草案」本質的ともいえる相違が見られる。「心得書」では本籍を他国に移して通年居住する者を來住人・往住人と定義した上で、來住人・往住人を挙家による移動者と婚姻養子女等による移動者（一人一個ノ來住往住人）とに分け、挙家での來住往住人の場合にはその移動者数を国別調（【付表 1-9】）、年

齢別調（【付表 1-9】）、職業別調（【付表 1-10】）に書上げ、一方、婚姻養子女等一人一個ノ來住往住人については、国別調（【付表 1-11】）、年齢別調（【付表 1-12】）、職業別調（【付表 1-12】）それらに加え婚姻や縁組等の縁事別調（【付表 1-11】）に移動者の書上げを行うような指示となっている。

これに対して「草案」は、來住･往住を「轉籍及ヒ出入寄留」と本籍の移転を伴わない居住地移動も含む広義の概念として再定義した上で、「心得書」と同様に挙家での來住往住人と縁事ニ係ル來住往住人別にそれぞれ書き上げ表式（様式）を示している。すなわち、前者に関してはそれぞれ男女別の国別調（【付表 2－10】）、年齢別調（【付表 2－11】）、職業別調（【付表 2－12】）が様式として設けられている。なお「草案」には職業別調（【付表 2－12】）への書上げにあたっての留意事項として、「専ラ其營業ノ主タル者ノ業体ヲ書スヘシ戸主タリトモ職業ヲ營マス名目ノミノ者ヲ記ス可カラス」と有業者のみの記載を求めている。

また「離縁養子養女等」といった縁事を事由として籍を移して他地に居住する者については、來住人と往住人がそれぞれ別様式によって書上げられる。まず往住人については【付表 2－13】が男女・離死別養子女別に移動先国をまた【付表 2－14】が年齢各歳別の往住人の内訳の把握を行っており、同様に來住人についても【付表 2－15】と【付表 2－16】がそれぞれ国別、年齢別の把握を行うとされている。

ところで「心得書」には、地域間移動という動態事象の把握と関連して、【往来ハ町村ノ動キト郡國トノ四段ニアリタシ】との付箋が付けられている。これは【付表 1-9】と【付表 1-11】中の挙家あるいは単独での国別來住往住者について、国内の郡、町村間での移動についても移動状況の把握を求めるものである。ただ、この点に関しては、「草案」の国別様式である【付表 2-10】、【付表 2-13】、【付表 2-15】でもそれへの対応はなされてはいない。

（７）行方不明者

行方知レサル人員調は後述の棄兒調と共に「心得書」には見られない「草案」で新たに追加された書上げ表式(様式)であり、これらについては「草案」の前文でも何も触れられていない。

行方不明者に関する表式（様式）は年末現在で作成されるもので、行方不明者を当該年と従前からの不明者とに区分して男女別に記載する年齢別調（【付表 2-17】）と生国別調（【付表 2-18】）の二様式からなる。なお記入上の留意事項として、年齢は様式作成の年末現在での年齢を記載することとしているし、また寄留人で行方不明の者については、それぞれ【付表 2-17】と【付表 2-18】の表外に本年分と従前からの継続分とに区分して記載するとしている。なお「草案」は、満 80 歳以上の行方不明者を把握の対象外として取り扱っている。そのため当該年次に満 80 歳に達し除籍扱いとなった行方不明者については、本籍･出寄留･入寄留別にそれぞれ男女別の人数を記載、報告することを求めている。

ところで「草案」は、それまで無籍者あるいは戸籍簿で行方不明者として扱われていた者の帰還等に伴う戸籍の（再）付与者の書出しのための様式として【付表 2-7】が新たに追加されている。この様式は、当該事由に係る届け出を受理することによって行政が維持している戸籍簿の精度改善という行政目的をも同時に持つ様式でもある。

（８）棄児

棄児調も「草案」で新たに加えられたものであるが、これについても棄児数を本年分と従前からの継続分とに区分し男女別に年齢別棄児調（【付表 2-19】）、年齢別死亡棄児調（【付表 2-20】）として書上げることを求めている。ただし年齢不詳の棄児の場合には「凡ソ見込ノ年齢」により記入するものとしている。

２.「心得書」と「草案」における動態事象の把握方法の比較

前節では「心得書」と「草案」における記載要領と書出し様式を検討素材として、それぞれがどのように人口動態事象の統計的把握を行うように設計されていたかについて概観してきた。「心得書」と「草案」とでは様式への記載要領並びに様式の形式の面でいくつかの相違点が認められる。どこで本節では、動態事象の統計的把握に関して「心得書」として当初検討されていたものが「草案」としてどのように具体化されるに至ったかを検討しておくことにする。

まず、「心得書」と「草案」に見られる大きな相違点として、両者の文書構成における差異が挙げられる。すなわち、「心得書」は、いきなり各論として婚姻、出生、死亡、來住往住という各動態事象の記載要領を論じ、それに甲斐国用に準備した様式を添付した二部構成となっている。これに対して「草案」では、前文、表式（様式）の一覧リストとして人員運動調目録、それに各論としての記載要領とそれぞれに対応した様式という四部構成となっている。

その中でも特に大きな違いと見られるのが「草案」の冒頭に配置されたいわば前文に相当する記述部分である。前文は、「人別」（人口）の統計的把握の政治的・学術的意義を論じた部分と、人口数、年齢、出生、死亡、婚姻･離縁、來住･往住の統計による把握の意義や目的を記述した部分とから成っている。このような形で統計による動態把握の意義を記すことで表式等への書出し業務に従事する町村の吏員等への業務遂行への協力要請を行っているように思われる。

「心得書」と「草案」の相違点は、各論部分においても見られる。以下に項目別にそれらを列挙する。

①人口数、年齢

「草案」はその前文で「戸籍人別ノ條々ニ就テ運動調ノ要ヲ掲ケ其解説ヲ附スル｢左ノ如シ」として以下に各論で取り上げる項目に関する統計による把握の意義や目的を論じている。しかし、各論の冒頭部分では人口数と年齢という静態事項の意義を論じており、それに対応する様式（【付表 2-1】）は、本籍現住者、出寄留者、入寄留者それぞれの男女年齢各歳別人口を記載するものとなっている。このように「草案」は「人員運動調心得書及雛形」として策定されたものであるにもかかわらず、実際にはその中に年初現在の静態人口の把握様式を混在させている。

②出生

「心得書」は出生の書出しに関して、対象範囲（所帯としての居住者）、対象期間（年初から年末までの 1 カ年）、把握の場所（本籍者・寄留者ともに居住所地、ただし他国出寄留者は朱書き）と規定している。前節でも指摘したように、このような原案に対して非所

帯居住人にも出生のケースが想定し得るとの疑義が付箋に記されている。

これに対して「草案」の書上げ心得は把握の対象期間を記しているだけで対象範囲と把握の場所には一切言及することなくただ「戸籍ニ據リテ･･･書出スベシ」とだけ指示している。ただし、出生把握用の月次様式として示されている「公生出産調」(【付表 2-2】)、「私生出産調」(【付表 2-3】) は、複産のパターン別にそれぞれ産婦数及び男女別の生胎児数、死胎児数を本籍、出寄留、入寄留の内訳とともに書出す設計となっている。なお、ここでの出寄留が「心得書」が朱書を指示していた他国への所帯出寄留者を指すものであるかどうかは「草案」には特には記載されていない。

また様式に見られる変化としては、「心得書」に所収されている三つの様式がいずれも年計の各集約表であったのに対して「草案」ではそれらを年次表にも集計対応可能な形での月次の公生表と私生表の二表に整理統合されている。さらに出生者の把握に関して「草案」には「心得書」にはなかった追加様式として、本国人と他国人について出生届出漏れの戸籍簿へ追加（就籍）者調として様式（【付表 2-6】）が加えられている。これは出生という動態事象に関する補遺であると同時に、行政が維持管理する戸籍簿の現実存在としての人口の把握精度改善の記録でもある。

③死亡

上述した出生の場合と同様に、死亡に関しても「心得書」がその対象範囲、対象期間、把握の場所をそれぞれ具体的に規定しているのに対して、「草案」が明示しているのは対象期間だけで他は出生の場合と同様、単に「「戸籍ニ據リテ･･･書出スベシ」としているだけである。

死亡関係の様式に関しては、「心得書」で五つの様式として設けられていたものが、「草案」では月次報としての【付表 2-4】と年次報である【付表 2-5】の二表に縮約されている。なお、「心得書」の五表はいずれも年次表であるが、月次で作成される【付表 2-4】はこれら五表の作成に必要な情報を有している。それに加え同様式からは、【付表 1-5】【付表 1-6】にはない 1 歳未未満の月歳別死亡の内訳記載欄も設けられている。

③婚姻・離縁

婚姻・離縁という動態事象に関して「心得書」は、婚姻のみについてその統計による把握方法を規定している。その対象範囲、対象期間、把握の場所については、出生、死亡に関する扱いと同様の規定となっており、婚姻についても他国からの入寄留者の婚姻を所帯による寄留者に限定している点に関して、【夫婦共雇人トナリ又ハ同居シテ別ニ所帯ナリ婚姻スルモノ往々アルガ如シ此類モ別々処置アルベシ】との付箋が付けられ、非所帯による寄留者の婚姻も把握の対象とすべきとの見解が示されている。

ところで、婚姻に関して「心得書」は、初婚や再婚等のタイプ別に区分し当事者の年齢とともに「第一表中ニ記載スベシ」として表番号を明記している。しかし、この「第一表」に該当する様式は「心得書」には収録されていない。

一方、「草案」では婚姻に加え離縁についてもその把握を行うよう拡充されている。ただ、そのための様式として「草案」に所収されている様式は、他の動態事象の書出し様式とは全く異質のものとなっている。なぜなら、「草案」に出生や死亡等の動態事象の書出し様式として収録されている（【付表 2-2】～【付表 2-7】、【付表 2-10】～【付表 2-20】がいずれも動態事象を月次あるいは年次の集計量として書出す表式様式であるのに対し、そこに示

されている婚姻調（【付表 2-8】）と離縁調（【付表 2-9】）がいずれも各月において生起した個々の婚姻と離縁の当事者情報をそのまま個体ベースで列記する様式として示されているからである。

④來住・往住

人口の動態事象のうち社会移動については、「心得書」と「草案」とで來住者・往住者の概念が異なる。すなわち、「心得書」がそれらを転籍による移動に限定していたのに対して「草案」は「轉籍及ヒ出入寄留」と転籍者だけでなく出寄留者、入寄留者もそれに含めたものとしている。

移動を所帯単位での擧家移動者と婚姻や縁組等による個人移動とに分け、後者について「心得書」はそれを「一人一個ノ來住往住」、他方「草案」は「縁事ニ係る來住、往住」とに区別してともに生国、年齢、職業別に男女の移動数の把握を行っている。ただ、縁事を理由とする移動者については、「心得書」が一人一個ノ來住往住者を婚姻、離縁、養子養女、養子女縁組、其他に区分しているが、「草案」単に離別、死別、養子女について書出し、婚姻に伴う來住、往住も含めた縁事全体を捉える様式設計とはなっておらず、「心得書」所収の様式からむしろ後退している。

⑤行方不明者

行方不明者は「行方知レザル人員」として後述する棄児とともに「草案」で新たに動態調の項目として追加されたものである。これらについては「草案」でも「人員運動調目録」に該当する様式がリストされているだけで、前文中にも記載表法等に関する記述は見当たらない。

「行方知レザル人員」についての書出し様式として「草案」には【付表 2-17】と【付表 2-18】の二つの様式が所収されているが、このうち年齢別の行方不明者の書出し様式である【付表 2-17】は、「行方知レズシテ再ヒ歸ル者」の書出し様式である【付表 2-7】の下段と紐づけることで本籍人口中の所在不明者数を与えるものとなっている。なお行方不明者は満 80 歳に達した時点で除籍扱いとされ、男女・本籍、出寄留、入寄留別にその員数を別途書出すことを「草案」は指示している。

⑥棄児

棄児は広義の出生に含まれるものの、公生、私生という社会的な点での出生の範囲から外れ、動態事象の書出し様式に記載された数字には含まれていないものである。このような棄児について「草案」は、棄児死亡数も含め人員動態としてその統計による把握を試みている。

むすび

「甲斐国人員運動調」に関しては、次のような二様の評価が併存する。その 1 はその後のわが国の人口動態調査の先駆けとしてこの調査を意義づけるものであり、高橋は杉がわが国の統計調査史上に遺した業績の一つとしてこの調査に触れ、「動態統計も三十二年より全國に行はれ山梨縣中止の案も時を得て完全の執行を見･･･」〔高橋 1911 43 頁〕とその後

幾多の曲折[2]を経て本格的に制度化されることになる動態調査への寄与を強調する。

静態調査として実施された甲斐調査をわが国国勢調査の嚆矢とする一方で同じく杉らがその継続事業として企画実施した「甲斐国人員運動調」に対しては次のような消極的評価も見られる。

『総理府統計局百年史資料集成』（第 2 巻人口（上）の第 2 編国勢調査実現運動及び準備活動（その 1）（明治 31 年まで）の甲斐国現在人別調等に付された注 7 では「甲斐国人員運動調」に言及して、「この調査は、何の結果集計をも行わずに消滅してしまったし、後の明治三十二年からの本局の「人口動態調査」にも殆んど影響を及ぼしていないと思はれる」〔総理府統計局 1976　988 頁〕として「草案」の前文と主要様式の概略説明が同注において掲載されているだけである。

藪内武司も同様に、「「甲斐国人員運動調」においても、何の集計結果も得ることなく挫折の苦杯をなめるにいたった。したがって、その後の人口動態統計には何ら模範となるべき先例も残さず、またその影響を及ぼすものにはならなかったのである」〔藪内 1977 38 頁〕と「甲斐国人員運動調」のその後の人口動態統計への継承性の評価は否定的なものとなっている。

上述したように「甲斐国人員運動調」に対する既存の統計調査史上での評価は分かれているが、それの積極面を評価する立場に立つ高橋が何を以て「完全の執行を見」るとの判断の基準は示されておらず、他方で評価に否定的な論者においても、その調査が何の集計結果も残すことなく挫折、消滅したことがそのような判断の根拠となっている。その意味では、この調査に対する評価の如何を問わず、双方ともこの調査が果たしてどのような方法で人口の動態面把握を試みたのかを何ら吟味することなくその判断を下しているだけである。筆者は、「甲斐国人員運動調」という動態調査の統計調査史上の意義について、それが調査として完遂され集計結果が得られたかどうかによってではなく、どのような方法でその統計的把握が試みられ、そこにいかなる意味なり問題点を胚胎していたのかを明らかにすることによって適正に評価できると考える。今回、「人員所静ノ調」すなわち人口静態調査として実施された甲斐調査に引き続き「甲斐国人員運動調」として準備され部分的に実施された動態調査について、その初期の準備段階で統計院が作成した「婚姻及出生死亡調心得書」とその後の検討を経て「人員所動ノ調」の調査資料として甲斐国以外にも適用可能形に整理された「人員運動調心得書及雛形草案」について、記入様式や記載方法にまで立ち戻り、そこで杉らが提案している人口動態の統計による把握方法の比較考察を行ったのは、上記のような問題関心からである。

「心得書」には本来第一表として所収されているべきはずの婚姻調に関する様式が非収録となっており、今日に遺されている「人員所動ノ調」の初期の検討資料として問題がないわけではない。とはいえ、「心得書」と「草案」の記載要領や所収様式を比較検討することで、調査企画者が出生、死亡、婚姻といった人口の自然動態そして人口の地域間移動という社会動態に対してどのような方法でその統計による把握を構想していたのかを推察することができる。

---

[2] わが国における明治 32 年以前の人口動態統計制度に関しては、高津英雄の書誌的整理に基づく〔森田 1948〕がある。

静態調査は特定時点における横断面に現れた人口の様々な属性に見られる特性の統計的把握を目的とするものである。〔森 2020〕でも論じたように、杉が甲斐調査を静態人口調査として思い立った背景には、戸籍の整備を目的とする戸口調査では多様な属性から構成される人口の静態面での実態を十全に捉えきれないとの批判がその根底にはあった。

静態調査として実施された甲斐調査は、甲斐国の全版図を対象地域とし明治 12 年 12 月末日を調査時点として実施された。調査実施にあたって町村が維持管理する戸籍簿冊から姓名や年齢といった一部の属性事項の事前転記が行われたとはいえ、甲斐調査の最大の特徴は、個々人の属性記載欄を列状に配置した点計調査を可能とする様式として設計された家別表を用いた実地調査を行っていることにある。実地調査の過程で戸籍簿や寄留簿で把握漏れ等の実態についても、その調査による把握も行われることになる。

家別表は住家を記入単位として居住者を把握するが、表中の各列には人口の属性情報が個体ベースで記載されていることから、家別表の情報はそれを個体属性情報として単名表（小表）として個票に切り分けることで、多様な集計処理が可能な統計原情報となる。

一方、動態事象は任意時点において生起しうることから、統計による把握方法も自ずと静態とは異なり、通例、年あるいは月といった期間を区切ることで一定期間中の生起の集計値としてその件数把握が行われる。すでに本文でも見たように「草案」は、出生と死亡に関してその調を「戸籍ニ據リ」所定の様式に書出すことで行うとしている。

ところで、「心得書」には 12 の、また「草案」には 20 葉の様式が所収されている。これらの調査様式については、婚姻調（【付表 2-8】）と離縁調（【付表 2-8】）だけが動態事象としての婚姻あるいは離縁に関する個別情報の記載様式であり、他はいずれも年次ないしは月次の生起件数の属性別の集計値を書出す表式形態による調査様式として設計されている。今回行った「心得書」と「草案」に所収された調査様式（書出し様式）の比較結果からも、「心得書」から「草案」へと様式としての精緻化が図られている事実を読み取ることができた。その一方でこれら大半の様式はくまでも表式形態による調査様式であり、甲斐調査における家別表とは全く異なる性質の調査票となっている。

冒頭でも紹介したように高橋は甲斐調査を回顧した記事の中で「甲斐国人員運動調」にも言及した中で、「･･･十八年末より漸次各村の材料到達せし･･･」〔高橋 1905 113 頁〕と述べている。このように「甲斐国人員運動調」では、「草案」に所収された表式を中心とする諸様式に従い、各町村で戸籍簿等の行政情報から動態事象の書出し、それら記入済み様式が統計院に直接提出されるという方式で行われた。

「草案」に所収されている様式の形態からも明らかなように、「甲斐国人員運動調」の調査資料とされているのは、婚姻調（【付表 2-8】）と離縁調（【付表 2-9】）以外は全て表式形式での調査様式である。このことは、「甲斐国人員運動調」による人口の動態把握が、大半の動態事象について、町村が維持管理している戸籍簿等の行政記録に基づく表式調査として実施されたことを意味する。このような動態統計作成に用いられる統計原情報の情報性格から、作成される動態統計の質は自ずとその源泉となる情報である行政情報の品質に規定されることになる。

「人員所静ノ調」として企画・実施された甲斐調査は、戸籍法を根拠に戸籍の整備を目的に実施された戸口調査さらには戸籍簿の維持更新という形での人口の静態属性把握の批判として家別表による個体ベースでの直接把握、すなわち「杉は、この調査（甲斐調査－

引用者）で表式調査方式によることなく、政府の調査実務の中に西欧の統計学的認識を導入し、調査票による近代的な点計調査の原型を最初に打ち出したものであった」〔相原･鮫島 1971 41 頁〕と黎明期のわが国近代統計調査史における偉業として高く評価されている。一方、「人員所動ノ調」として甲斐調査と対をなし人口の動態面把握を目的に計画され部分的に実行された「甲斐国人員運動調」は、甲斐調査とは全く異質の既存の行政情報に基づく表式調査という調査形態によるものであった。このように「甲斐国人員運動調」が家別表を用いた実査過程を持つ甲斐調査とは統計原情報の収集方法を本質的に異にするのは、統計調査によってその把握を行う静態事象と動態事象という対象そのものの特性の質的違いに由来するものである。とはいえ「甲斐国人員運動調」においては、「心得書」あるいは「草案」に所収された様式には、「草案」における婚姻調と離縁調を除けば他はいずれも町村が有する戸籍簿等からの書出しによって作成する表式形態での様式に外ならず、個々の動態事由の生起に係る当事者からの届出様式とはなっていない。その結果そこで作成される統計の質は、把握の精度も含め杉が問題点を指摘していたまさに戸籍制度を中心とする既存の行政情報の品質に強く制約されたものであった。

当時の統計院には生起した動態事由について、当事者にその届け出を義務づけるとともに恒常的にそれの受理を行う窓口の設置と受理結果の定期的な上申を制度化するだけの法的権限は未だ付与されていなかった。動態統計の整備が政治的・行政的な政策課題として認識され制度化されるまでのわが国はいくつかの曲折を辿ることになる。それによって「甲斐国人員運動調」のわが国動態統計調査史上の位置づけも自ずと明らかになるであろう。これらの点に関しては稿を改めて論じることにしたい。

〔文献〕

相原茂･鮫島龍行(1971)『統計日本経済』筑摩書房
岡崎文規(1935)『國勢調査論』東洋出版社
総務庁統計局編（1992）『統計局･統計センター百二十年史』
総理府統計局(1951)『総理府統計局八十年史稿』
総理府統計局(1976)『総理府統計局百年史資料集成』第 2 巻人口（上）
高橋二郎(1905)「明治 12 年末甲斐國現在人別調顚末」『統計集誌』第 288 号
高橋二郎(1911)「明治 12 年 12 月 31 日甲斐國現在人別調の概況」『統計集誌』第 359 号
太政官統計院編纂（1882）『甲斐国現在人別調』
太政官統計院第 1 課（1881~85 不詳）「人員運動調心得書及雛形草案」
森博美(2020)「駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握―家別表の調査項目の比較を中心に―」『オケージョナルペーパー』No.105
森田優三（1948)「我國人口動態統計前史資料」『インフレーション・統計発達史』所収　第一出版
藪内武司(1977)「国勢調査前史（Ｉ）―明治人口統計史の一齣―」『岐阜経済大学論集』第 11 巻第 3 号

【付表1-1】

（第二表） 出生児数				
			公生	私生
出生児数	男			
	女			
	合計			
死胎児数	男			
	女			
	合計			
合計	男			
	女			
	合計			

〔注〕「（第二表）は引用者による補記

【付表１－２】

（第二表） 月分出生児数		
	男	女
一月		
二月		
三月		
四月		
五月		
六月		
七月		
八月		
九月		
十月		
十一月		
十二月		
合計		

〔注〕「（第二表）は引用者による補記

【付表1－3】

複産ノ數（第二表）		公生 二タ子	公生 三ツ子	公生 三ツ子以上	私生 二タ子	私生 三ツ子	私生 三ツ子以上
複産ノ數（第二表）	男児ノミノ者						
	女児ノミノ者						
	男女混ズル者						
	合計						
複産ノ児數（第二表）	出生児數 男						
	出生児數 女						
	出生児數 合計						
	死胎児數 男						
	死胎児數 女						
	死胎児數 合計						
	合計 男						
	合計 女						
	合計 合計						

〔注〕「（第二表)は引用者による補記

【付表1－4】

死者ノ數（第三表）	男	女
合計		

〔注〕「（第三表)は引用者による補記

【付表1－5】

男										（第三表）死者年齢分ケ
					三才ヨリ四才マテ	二才ヨリ三才マテ	一才ヨリ二才マテ	一才未満 去年生	一才未満 今年生	
合計	年齢知レサル者		百四才ヨリ百五才マテ							

〔注〕「（第三表）は引用者による補記

【付表1－6】

女										（第三表）死者年齢分ケ
					三才ヨリ四才マテ	二才ヨリ三才マテ	一才ヨリ二才マテ	一才未満 去年生	一才未満 今年生	
合計	年齢知レサル者		百四才ヨリ百五才マテ							

〔注〕「（第三表）は引用者による補記

【付表1－7】

（第三表） 死者身上有様分け		
男	未婚	
	夫	
	妻死	
	離婚	
	合計	
女	未婚	総計
	夫	
	夫死	
	離婚	
	合計	

〔注〕「（第三表）は引用者による補記

【付表1－8】

（第三表） 月分死者ノ數		
	男	女
一月		
二月		
三月		
四月		
五月		
六月		
七月		
八月		
九月		
十月		
十一月		
十二月		
合計		

〔注〕「（第三表）は引用者による補記

【付表1－9】

（第四表）　舉家ノ來住往住人

來住往住人國分ケ		國名									合計
來住	男										
	女										
往住	男										
	女										

來住往住人年齡分ケ		年齡	十五歲未滿	十五才ヨリ二十才マテ	二十才ヨリ三十才マテ	三十才ヨリ四十才マテ	四十才ヨリ五十才マテ	五十才ヨリ六十才マテ	六十才以上	年齡知レサル者	合計
來住	男										
	女										
往住	男										
	女										

〔注〕「（第四表）　舉家ノ來住往住人」は引用者による補記

【付表1－10】

（第四表）　舉家ノ來住往住人

來住往住人職業分ケ

職業							
				來住	男		
					女		
				往住	男		
					女		
職業							
				來住	男	職業知レサル者	無職業	合計
					女			
				往住	男			
					女			

〔注〕「（第四表）　舉家ノ來住往住人」は引用者による補記

【付表1－11】

（第五表）　一人一個ノ來住往住人

國分		國名							合計
	來住	男							
		女							
	往住	男							
		女							

緣事分ケ			婚姻	離緣	養子養女	養子女離緣	其他ノ者	合計
	來住	男						
		女						
	往住	男						
		女						

〔注〕「（第五表　一人一個ノ來住往住人」、「緣事分ケ」は引用者による補記

【付表1－12】

（第五表） 一人一個ノ來住往住人														
年齢分ケ	年齢		十五歳未満	十五才ヨリ二十才マテ	二十才ヨリ三十才マテ	三十才ヨリ四十才マテ	四十才ヨリ五十才マテ	五十才ヨリ六十才マテ	六十才以上	年齢知レサル者	合計
	來住	男									
		女									
	往住	男									
		女									
職業分ケ	職業										合計
	來住	男									
		女									
	往住	男									
		女									

〔注〕「（第五表） 一人一個ノ來住往住人」は引用者による補記

【付表２－１】

何府縣何國何郡

主任　姓　名印

人員及ヒ年齢

明治何年一月一日午前零時調

年		本籍現住		本籍出寄留		他國ヨリ入寄留		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
一年内									
一年ヨリ二年マテ									
二年ヨリ三年マテ									
九十九年ヨリ百年マテ									
百年以上									
年齢知レス									
總計									

【付表２－２】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

公生出産調

主任

姓

名印

公生			産婦數	一子	二タ子			三ツ子			總計
					二人トモ男	二人トモ女	一人ハ男一人ハ女	三人トモ男	三人トモ女	二人ハ男一人ハ女	二人ハ女一人ハ男
生胎兒數	本籍	男									
		女									
	出寄留	男									
		女									
	入寄留	男									
		女									
	合計	男									
		女									
死胎兒數	本籍	男									
		女									
	出寄留	男									
		女									
	入寄留	男									
		女									
	合計	男									
		女									

公生私生トモ僧又ハ尼ノ子ラバ此表ニ倣ヒ別ニ之ヲ記載シ且ツ其僧尼ノ宗名ヲ書ス可シ

【付表２－３】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

私生出産調

主任

姓

名印

私生			一子	二タ子			三ツ子			總計
産婦數										
				二人トモ男	二人トモ女	一人ハ男一人ハ女	三人トモ男	三人トモ女	二人ハ男一人ハ女	二人ハ女一人ハ男
生胎兒數	本籍	男								
		女								
	出寄留	男								
		女								
	入寄留	男								
		女								
	合計	男								
		女								
死胎兒數	本籍	男								
		女								
	出寄留	男								
		女								
	入寄留	男								
		女								
	合計	男								
		女								

公生私生トモ僧又ハ尼ノ子ラバ此表ニ倣ヒ別ニ之ヲ記載シ且ツ其僧尼ノ宗名ヲ書ス可シ

【付表２－４】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

死亡人員及ヒ年齢

主任　姓　名印

年		一月内	一月ヨリ二月マテ	二月ヨリ三月マテ	三月ヨリ四月マテ	四月ヨリ五月マテ	五月ヨリ六月マテ	六月ヨリ七月マテ	七月ヨリ八月マテ	八月ヨリ九月マテ	九月ヨリ十月マテ	十月ヨリ十一月マテ	十一月ヨリ十二月マテ
本籍	男												
	女												
出寄留	男												
	女												
入寄留	男												
	女												
合計	男												
	女												

年		一年ヨリ二年マテ	二年ヨリ三年マテ	三年ヨリ四年マテ	四年ヨリ五年マテ		
本籍	男						
	女						
出寄留	男						
	女						
入寄留	男						
	女						
合計	男						
	女						

【付表２－５】

何府縣何國何郡

月分調

主任　姓

名印

死亡人員

明治十五年生レノモノ

		明治十五年	二月生	三月生	四月生	五月生	六月生	七月生	八月生	九月生	十月生	十一月生	十二月生	總計
本籍	男													
	女													
出寄留	男													
	女													
入寄留	男													
	女													
合計	男													
	女													
明治十六年一月死	男													
	女													

【付表２－６】

何府縣何國何郡

出生届ケ洩レノ調

主任　姓　　名印

明治　何　年十二月三十一日

年		本國人ニテ就籍セル者	他國人ニテ就籍セル者
一年内			
一年ヨリ二年マテ			
二年ヨリ三年マテ			
		男	男
		女	女
合計			

右ノ外是迄無籍ニテ新タニ就籍セルモノ并ニ一旦行方知レスシテ再ヒ歸ルモノハ左ノ式ニ從ヒ記載スヘシ

【付表２－７】

年		一年内	一年ヨリ二年マテ	二年ヨリ三年マテ				合計
新タニ就籍セシ者	本國人 男							
	本國人 女							
	他國人 男							
	他國人 女							
行方知レズシテ再ヒ歸ル者	本國人 男							
	本國人 女							
	他國人 男							
	他國人 女							

【付表２－８】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

婚姻調

主任 姓 名印

初縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 初縁 妻 何之誰 何年何月何日生	妻離二縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 初縁 妻 何之誰 何年何月何日生	妻死二縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 初縁 妻 何之誰 何年何月何日生	初縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 何國何郡何村誰方ヘ婿入リ
初縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 夫離二縁 妻 何之誰 何年何月何日生	初縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 夫死二縁 妻 何之誰 何年何月何日生	妻死二縁 何町村 夫 何之誰 何年何月何日生 / 夫死二縁 妻 何之誰 何年何月何日生	何國何郡何村誰方ヘ嫁入リ 何年何月何日生 / 何町村 何之誰 何年何月何日生

出寄留及入寄留ノ婚姻モ右ニ倣ヒ別ニ書出スベシ

【付表２－９】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

主任　姓　　名印

離縁調

何町村

夫　何之誰　何年何月何日生

何ケ年何ケ月間ニシテ離縁

妻　何之誰　何年何月何日生

出寄留入寄留ノ離縁者モ右ニ倣ヒ書出スベシ

又僧尼ノ離縁者ハ其僧尼タルヿ及ヒ其宗名ヲ認メ置クベシ

【付表２－10】

何府縣何國何郡	來住人及ヒ往住人ノ國分ケ													
	明治何年十二月三十一日調	主任 姓 名印	他國ヨリ來住（轉籍及ヒ入寄留）						國	何國ヨリ					總計
			男	女	合計				國	何國ヘ					
			他國ヘ往住（轉籍及ヒ出寄留）												
			男	女	合計										

【付表２－11】

何府縣何國何郡

來住人及ヒ往住人ノ年齢分ケ

明治何年十二月三十一日調

主任　姓　　名印

國		一年内	一年ヨリ二年マテ	二年ヨリ三年マテ					總計
來住	男								
	女								
往住	男								
	女								

【付表２－12】

何府縣何國何郡

來住人及ヒ往住人職業分ケ

主任　姓　名印

明治何年十二月三十一日調

		職業									
來住	戸主	男									
		女									
	家族	男									
		女									
往住	戸主	男									
		女									
	家族	男									
		女									

職業知レザル者

無職業

合計

來住人往住人共專ラ其營業ノ主タル者ノ業体ヲ書スヘシ戸主タリトモ職業ヲ營マス名目ノミノ者ヲ記ス可カラス

離縁養子養女等ニテ此國ノ籍ヲ彼國ニ移シ彼國ノ籍ヲ此國ニ移ス者ハ左ノ式ニ從ヒ書出スベシ

【付表２－13】

何府縣何國何郡

縁事ニ係ル往住人國名調

明治何年十二月三十一日

主任　姓　名印

行先	國名	何國						合計
男	妻死ノ為メ							
	妻離ノ為メ							
	養子ノ為メ							
女	夫死ノ為メ							
	夫離ノ為メ							
	養女ノ為メ							

【付表２－14】

何府縣何國何郡

縁事ニ係ル往住人年齢分ケ

明治何年十二月三十一日

主任　姓　名印

年		一年内	一年ヨリ二年マテ	二年ヨリ三年マテ				合計
男	妻死ノ為メ							
	妻離ノ為メ							
	養子ノ為メ							
女	夫死ノ為メ							
	夫離ノ為メ							
	養女ノ為メ							

【付表２－15】

何府縣何國何郡

縁事二係ル來住人國名調

主任　姓　名印

明治何年十二月卅一日

原籍 國名		何國						合計
男	妻死ノ為メ							
	妻離ノ為メ							
	養子ノ為メ							
女	夫死ノ為メ							
	夫離ノ為メ							
	養女ノ為メ							

【付表２－16】

何府縣何國何郡

縁事ニ係ル來住人年齡分ケ

明治何年十二月卅一日調

主任　姓　名印

年		一年内	一年ヨリ二年マテ	二年ヨリ三年マテ				合計
男	妻死ノ為メ							
	妻離ノ為メ							
	養子ノ為メ							
女	夫死ノ為メ							
	夫離ノ為メ							
	養女ノ為メ							

【付表２－17】

何府縣何國何郡

行方知レザル人員及ヒ年齢

明治何年十二月卅一日午後十二時調

主任　姓　名印

年		本年行方知レザル者			從前行方知レザル者		
		男	女	合計	男	女	合計
一年内							
一年ヨリ二年マテ							
二年ヨリ三年マテ							
年齢知レス							
總計							

右ノ外出寄留人及ヒ入寄留人ニシテ行方知レザル者アラハ本年と從前ノ者トヲ分チ此表外ニ各男女年齢生國ヲ記載スベシ下表モ亦同ジ

【付表２－18】

何府縣何國何郡

行方知レザル者生國調

明治何年十二月卅一日午後十二時調

主任　姓　名印

生國		何國					生國知レズ	總計
本年行方知レザル者	男							
	女							
	合計							
從前行方知レザル者	男							
	女							
	合計							

行方知レザル者八十年ニ満チ除籍セシ人ハ其年一月一日ヨリ十二月卅一日マテノ分ヲ

本籍出寄留入寄留ニ區別シテ左ノ如ク記載スベ

本籍	男	何人
	女	何人
	合計	何人
出寄留	男	何人
	女	何人
	合計	何人
入寄留	男	何人
	女	何人
	合計	何人

【付表２－19】

何府縣何國何郡

棄兒調

明治何年十二月卅一日午後十二時

主任　姓　名印

年		本年分		從前引残ノ分		合計		年齢知レス		總計
一年内		男	女	男	女	男	女			
一年ヨリ二年マテ										
二年ヨリ三年マテ										

但棄兒ノ年ハ凡ソ見込ノ年齢ヲ以テ記入スベシ且ツ死シタル棄兒アラハ男女ヲ區別シテ別ニ記載スヘシ

【付表２－20】

何府縣何國何郡

明治何年何月分

棄兒死亡調

主任　姓　名印

年		一月内	一月ヨリ二月マテ	二月ヨリ三月マテ			一年ヨリ二年マテ	總計
本年分	男							
	女							
從前引残ノ分	男							
	女							
合計	男							
	女							

オケージョナル・ペーパー（既刊一覧）

号	タイトル	刊行年月
88	ロジャーズ-ウィルキンス・モデルの東京都の人口への応用	2018.03
89	わが国の三大都市圏における移動圏とその構造	2018.04
90	居住地移動者数の将来動向に関する一考察 —2016-20年期～2046-50年期の都道府県間比較—	2018.04
91	男女別移動率を用いた移動者数の都道府県別将来推計	2018.05
92	ぐるなびデータを用いた店舗数に関する考察	2018.09
93	表式調査と業務統計における統計原情報の表式的集約について	2018.09
94	流入移動ポテンシャル指標による移動面での特異地域の検出 —新潟市を事例とした小地域統計による分析—	2018.09
95	階層型ニューラルネットワークモデルによる特異地域の抽出	2019.02
96	甲斐国現在人別調の生国データによる移動分析再論	2019.03
97	明治12年甲斐国現在人別調の職業データによる地域分析	2019.03
98	最近隣マッチングによるヴァーチャルな世帯の合成 —夫婦のみ共働き世帯のケース—	2019.04
99	甲斐国現在人別調の職業分類とわが国における職業分類の展開 —職分表から昭和30年国勢調査の職業分類まで—	2019.05
100	第1回国勢調査が記録した社会移動 —生涯移動から見た転入移動圏の特徴を中心に—	2019.09
101	第1回国勢調査の出生地データによる県間生涯移動分析	2019.08
102	わが国の1980年代後半期以降の社会移動に関する一考察 —純移動選好度の人口加重平均値による地域の転入・ 転出超過状況の評価—	2019.09
103	QGISによる西武国分寺線沿線の産業構造分析Ⅱ	2020.02
104	明治2年駿河国人別調における静態把握と動態把握	2020.02
105	地域勘定における一般政府勘定について	2020.04
106	駿河国人別調と甲斐国現在人別調における人口の静態把握 —家別表の調査項目の比較を中心に—	2020.05
107	地租改正にともなう土地評価の改定：東京府日本橋区・京橋区の事例	2020.05
108	駿河国人別調と甲斐国人員運動調における動態把握 —わが国における人口動態統計前史（1）—	2020.05

オケージョナル・ペーパー　No.109
2020年6月10日

発行所　法政大学日本統計研究所
〒194-0298　東京都町田市相原4342
Tel　042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人　菅　幹雄